

社会福祉法人 さくら音彩会

役員 報酬規定

平成29年 6月18日

(目 的)

1条 この規程は、社会福祉法人さくら音彩会定款第15条に規定する役員に
支給する報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

2条 役員に対しての報酬は、無報酬とする。

(附 則)

この規定は平成29年 6月18日から適用する。